

## 資料編

## 自殺対策関連資料

## Appendix

## ●自殺対策基本法（抜粋）

## ●垂水市いのち支える自殺対策推進本部設置要綱（P27-P28）

## ●垂水市いのち支える自殺対策ネットワーク会議設置要綱（P29-P30）

## ●生きることの包括的支援事業一覧（P31-P48）

自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）（一部のみ抜粋掲載）

## 第一章 総則

## （目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

## （基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

## 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

## 垂水市いのち支える自殺対策推進本部設置要綱

### (設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条に規定する基本理念に基づき、庁内関係課の緊密な連携と協力により、総合的かつ効果的に自殺対策を推進するため、垂水市いのち支える自殺対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 自殺対策計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 自殺対策に関する施策の普及及び啓発に関すること。
- (3) 自殺対策に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、自殺対策の推進に関し必要な事項

### (組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、副市長をもって充てる。

3 副本部長は、保健課長をもって充てる。

4 本部員は、垂水市課設置条例（昭和35年条例第11号）第2条各号に規定する課の長、会計課長、水道課長、消防長、消防署長、教育委員会の課長及び議会事務局長（以下「課・局長」という。）をもって充てる。

### (職務)

第4条 本部長は、本部の事務を総括する。

2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 推進本部の会議（以下「本部会議」という。）は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部会議は、推進本部を組織する者の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 本部長は、本部会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、保健課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月21日から施行する。

垂水市いのち支える自殺対策ネットワーク会議設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第2条に規定する基本理念に基づき、自殺対策について関係機関等と相互に連携を図りながら協力するとともに、当該自殺対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、垂水市いのち支える自殺対策ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 ネットワーク会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 自殺対策に関し、関係機関等との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づく、自殺対策計画の内容に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自殺対策の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 ネットワーク会議は、会長及び委員25人以内をもって組織する。

2 会長は、副市長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる者、団体及び機関並びに市長が必要と認めるもののうち、市長が委嘱又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、任期中前条第3項に規定する関係機関等の職員等でなくなったときに、解任され、又は解嘱されるものとする。

(職務)

第5条 会長は、ネットワーク会議の事務を総括する。

2 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 ネットワーク会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 ネットワーク会議の庶務は、保健課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年11月27日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、令和3年3月31日までとする。

別表（第3条第3項関係）

役職名	保健課長
	福祉課長
	市民課長
	消防長
	学校教育課長
団体又は機関名	鹿児島県鹿屋保健所
	肝属郡医師会
	鹿屋警察署垂水幹部派出所
	法テラス鹿屋法律事務所
	垂水市社会福祉協議会
	肝属地区障がい者基幹相談支援センター
	大隅児童相談所
	垂水市商工会
	一般社団法人パーソナルサービス支援機構